

## 第19回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成20年7月29日（火）14時00分～16時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞社（大阪本社）社会エディター代理兼  
地域報道エディター代理）

ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）

議長 中川英彦（前京都大学大学院教授）

宮本一子（財団法人日本消費者協会理事、社団法人日本消費生活ア  
ドバイザー・コンサルタント協会常任顧問）

（日弁連）

会長 宮崎 誠

副会長 木村 良二、山本 剛嗣、入谷 正章

事務総長 丸島 俊介

事務次長 谷 真人、小川達雄、菰田 優、伊東 卓、柳 志郎

広報室室長 佐々木 文

法曹養成対策室 井上 裕明

以上 敬称略

### 1. 開会

（谷事務次長）

それでは時間もまいりましたので、第19回日弁連市民会議を始めさせていただきます。最初に日弁連側の出席者の紹介をさせていただきます。座席表もありますので、簡単にお名前と所属だけ、佐々木広報室長からお願いします。

（佐々木広報室長）

広報室長の佐々木でございます。第一東京弁護士会所属です。よろしくお願いいたします。

（伊東事務次長）

事務次長の伊東と申します。第二東京弁護士会所属です。よろしくお願いいたします。

（入谷副会長）

副会長の入谷と申します。愛知県弁護士会に所属しております。

（山本副会長）

副会長の山本剛と申します。東京弁護士会所属です。

(宮崎会長)

会長の宮崎でございます。大阪弁護士会です。

(丸島事務総長)

事務総長をしております丸島です。所属は東京弁護士会です。よろしくお願いいたします  
ます。

(木村副会長)

副会長の木村です。横浜弁護士会所属です。この市民会議の担当副会長でございます。  
よろしくお願いいたします。

(谷事務次長)

担当の事務次長の谷と申します。東京弁護士会です。

(菰田事務次長)

事務次長の菰田でございます。第一東京弁護士会です。法科大学院センターや司法修習  
委員会等を担当しております。

(柳事務次長)

事務次長の柳でございます。第一東京弁護士会です。よろしくお願いいたします。

(井上室長)

今回テーマが法曹養成に関するということで出席させていただきます。法曹養成対策室  
の室長をしております井上と申します。

(小川事務次長)

事務次長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

(谷事務次長)

お手元にお配りしています資料ですが、事前に送らせていただいたものです。大部にな  
りますので、全部は説明いたしません。司法制度改革審議会でのどのような形で法曹養成  
制度が形づくられていったかということに関する資料。それから最近の司法試験に関する  
資料等がございます。特に今回、日弁連は法曹人口に関する緊急提言をいたしました。そ  
れが資料 90-15 というもので用意させていただいております。

これに付随しまして 90-16 という資料。それから 90-17 というところに、この緊急提言  
を公表したことと同時に、会長が記者会見等で発表しましたコメントで A 4、1 枚のもの  
ですが、それが添付しております。

その他全部はご説明いたしません。関連する資料を付けさせていただきました。

それでは、中川議長、よろしくお願いいたします。

## 2. 開会の挨拶

(中川議長)

それでは委員の皆様、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。本日は、ご覧のようにこの4人でございまして、ちょっとマジョリティにはなっていないという感じでございます。夏場で皆さんお忙しいのか、少し体調を崩された方もいらっしゃるみたいで、少し残念ですけれども、始めさせていただきたいと思います。ただ、今日は、先ほど谷次長と打ち合わせていただいたのですが、法曹養成制度ということになっておりますが、今お話がありましたこの法曹人口に関する緊急提言というものをお出しになりました。どちらかというと、こちらのほうが大きな問題ではないかと思っています。法曹養成がもちろん緊密に絡んでおるのですけれども、ちょっと本末が転倒している感じもございます。

そういうわけで、本日はご用意いただきました法曹養成制度の現状と課題についてご説明をいただいて、若干の議論をした後、できればこの法曹人口問題のほうも併せて議論できればと思っております。ただ、人数がこれだけですので、ここで結論を出すとかそういうのはまずいと思いますので、次回につなげる形で少し頭出しをするといえますか、そういう形で人口問題も議論したいと思っております。

そういうことで、この法曹養成制度の問題と人口問題に関する緊急提言につきまして、併せて日弁連のほうからご説明をいただくとありがたいなと思ひまして、急遽会長にお願いいたしました。ひとつよろしくお願いをいたします。

### 3. 議事録署名者の決定

(中川議長)

その前に議事録の署名人として、本日は宮本委員と井手副議長にお願いしたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

( 承 認 )

### 4. 宮崎日弁連会長挨拶

(中川議長)

それでは、最初に宮崎会長からご挨拶と同時に、この人口問題に関するご説明をいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

(宮崎会長)

宮崎です。今日は、暑い中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。今、お話がありましたように、日弁連は、前回の市民会議でも人口論について若干の意見交換をさせていただきまして、貴重なご意見をいただきました。それらを受けまして7月18日の理事会で、資料90-15の提言、そして90-16の資料について了承を得て、発表をさせていただいたという経過がございます。

それと同時に、資料90-17のコメントを発表させていただきました。コメントを発表し

た動機は2つあります。一つは、90-15 が、何か良く分からないとおっしゃる方がいらっしゃるの、その趣旨を明確にさせていただきたいということ。もう一つは、色んな受け取り方があるものなので、これについて基本的な日弁連の考え方を申し上げようということ、でコメントを出させていただきました。

このコメントに、私どもが言いたいことは大体込められているということではありますが、まず1つは、司法改革を後退させるという趣旨、あるいは司法改革に対し批判的であるという趣旨ではないということでもあります。司法改革の諸課題については、今後とも一生懸命取り組んでいきたいということ、をまずもって申し上げるとともに、法科大学院のシステムそのものについても、我々としては今後ともさらに一層サポートしていくという姿勢に変わりないということ、を明確にさせていただきました。

そして2つ目には、今回の提言は、多くの新規法曹を受け入れて現場を担っているという立場から、今現在の法曹養成の人口急増のスピードが非常に早く、しかも今までの養成制度に比べると、非常に大量の法曹を送り出しているということから、現在様々な歪みをもたらしていると。こういうことも率直に事実を直視して、増員のペースをスピードダウンし、歪みの解消を図っていくべきではないかと、こういう提言でございます。

よくお尋ねがあるのは、それでは5万人という法曹の数についての目標を取り下げたのかと、こういうことではありますが、そういうことは決してありません。しかも、基本的には、増員ペースを今後とも維持するということが、変わりないということ、をまず申し上げたいと思っているわけでもあります。

そして、3項目は、司法制度改革審議会が提起した司法改革を実現するためには、弁護士を増やせばよいということだけでなく、扶助予算をはじめとする司法予算を大幅に増やすこと。あるいは裁判官・検察官の増員や、そういう民事法律扶助の制度改正など、そういうことも含めましたインフラの整備が不可欠であると。審議会意見書で3,000人増員の前提となっておりました官庁や企業の採用枠の拡大なども、まだまだ進んでいないわけですが、これらの措置についても不可欠であると。そういうようなことで法曹人口の増大とともに整備されるべき諸課題について、一層の整備をお願いしたいということ、です。

そして、4項として先ほどから申し上げておりますように、当連合会としても高い倫理を持ち、多様な市民のニーズに応えられる能力を持った多くの弁護士が社会の隅々に進出していきよう、今後とも努力していきたい。一連の法曹養成課程全体の成熟に向けて関係機関との協議を進め、努力を尽くしたいということ、を申し上げます。

それから、日弁連会内に、今後とも法曹人口養成過程の在り方などを検討するため、新しい組織を会内に設けて、そこでまた検討していくというコメントであります。

この提言の趣旨は、したがってまとめての中の2ページの3で、同様の趣旨を書かせていただいているわけでございます。それでは法曹養成制度の歪みというのは何かということ、でありますけれども、法科大学院については、基本的には良くやっていただいている

と思っています。授業中心の教育も根付きつつあると、肯定的に評価しつつも、一部の法科大学院の認証評価等の評価結果などを見ると、まだまだ成熟した法科大学院の教育が行われているとは言えないのではないかとあります。それともう一つは、その後の司法修習の課程も1年に短縮をされました。法科大学院と司法修習との関連、さらにもっと言えば法科大学院の教育と司法試験、法科大学院教育が目指しているもの、それから司法試験が目指しているもの、実務修習が目指しているもの、さらに2回試験が目指しているもの、これのつながりが成熟をしていない。さらにそういう成熟がうまくいっていない上に、今までは3年ぐらいイソ弁をして、色々と先輩にしごかれて弁護士として巣立っていくという課程がありましたが、この課程が少し崩壊しつつある。急増のスピードが速いために崩壊しつつあると。したがってスピードダウンをする方がよいのではないかと、このような提言の内容でございます。

これら人口問題については様々なご批判を浴びているところであります。しかし一方では、新聞記事を見ますと、法務省の中では法曹人口をもっと減らしたらいいのではないかという意見もあるとか、あるいは国会議員の方々が色々法曹養成制度全般について署名運動をなされているとかということで、様々な動きがあるということをご承知のとおりかと思えます。これらについてはまた後でお尋ねがあれば、我々の考えを述べさせていただくことにいたします。一応こういう形で提言をさせていただき、その提言の趣旨を申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

## 5. 議事

### 法曹養成制度の現状と課題

(中川議長)

ありがとうございました。それでは今のお話は後ほどもう一遍取り上げるということにいたしまして、本日のメインの話題であります法曹養成制度につきまして、ご説明のほうをお願いいたします。

(山本副会長)

基本的には本日お配りしました「法曹養成制度の現状と課題」というメモに従ってご説明をさせていただきたいと思えます。はじめに、新しい法曹養成制度の概要についてご説明させていただきます。その内容は事前配付させていただいています資料90-1の司法制度改革審議会意見書の中に記載されていることが主な内容となっております。

まず新しい法曹養成制度というものが想定された背景に、従前の旧司法試験制度についての問題が指摘されています。この点は、この意見書の61ページのところにあります。61ページのところの枠の下に「21世紀の司法とされるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹をどのようにして養成するか」という記述がございます。この課題に関して当時の法曹養成制度が前述のような要請に十分に答えるかどうかと考えてみると、開かれた制度ではあ

るけれども、受験者の受験技術優先の傾向が顕著になってきたこと。大幅な合格者増をその質を維持しつつ図ることは、大きな困難が伴うということ。こういうことを背景にして、新しい制度の創設が提案されたわけです。

それで、古い制度と新しい制度が大きなところでどう違うかということがメモ1項(2)のところにありますように、旧試験のときには合格率が2、3%でした。それに対して新しい法曹養成制度によって行われる新司法試験の合格率は、当初は7、8割が合格する試験にすると、こういう構想でした。さらに合格者数については、従前の司法試験については500人程度でしたけれども、それを1,500人から3,000人に増やしていくという前提で新しい制度が構築されたわけです。この合格者増の背景には、裁判官・検察官の大幅増員ということも狙っておりました。法科大学院だけが法曹養成制度の対象ということではなく、法科大学院の修了後に受ける新司法試験、そして新司法試験合格者が受ける新司法修習という、こういうプロセスによる法曹養成ということを考えて新しい制度が組み立てられてきました。改革審の意見書の段階では必ずしも明確ではなかったのですが、この(2)の

にあります司法修習の期間についても、旧司法試験の時代には2年間という修習期間でしたけれども、新司法試験からは結果的には1年間というふうに期間が短くなりました。さらに旧試験の時代では給費制ということで、修習生の時代には国から給与が支給されるというシステムでしたが、新しい試験が行われて給費制を廃止するということが決定されています。ただ給費制の廃止の時期は、これは2年後に実施されるということで、今現在はまだ給費されております。しかし、あと2年間で給費制は廃止されて、その後は貸与される制度に変わるということで、いずれにしても修習生の自己負担で生活費もまかなうという制度に変わっているということが1つあります。

新しい法曹養成制度の中核としての法科大学院ですが、まず法曹という言葉についてですけれども、この改革審の意見書の56ページの上から7行目にありますとおり、法曹というのは裁判官・検察官・弁護士の三者を指すということでこの意見書に書かれております。

そして、この法曹の養成に特化した実践的な教育を法科大学院で行うということを前提としております。そして、法科大学院で学ぶ期間は、原則として3年。これは法学部で学んだ経験のない人、法学未修者を対象としていますが、原則を3年とし、法学既修者、法学を学んでいる者は2年という形になっております。そして、この法科大学院の入学者については、他学部出身者、あるいは社会人を幅広く入学させる仕組みがつけられています。これは、改革審の意見書の64ページの上から4つ目の点のところにあるのですが、入学者の選抜については、他学部、他大学の出身者や社会人等の受け入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとするということが、改革審の意見書にも書かれています。そのために、一定割合の社会人枠、それから他学部、他大学からの入学が義務づけられているという仕組みになっております。

それから、教育の中身の点です。これは同じようにやはりこの意見書の66ページのところに、教育内容及び教育方法という記載がございます。ここでは、「法科大学院では法理論

教育を中心としつつ、実務教育の導入部分、例えば要件事実や事実認定に関する基礎物的部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。」ということが書かれていて、法理論教育と実務教育との架橋ということが言われています。

しかも、その教育の方法については、双方向および多方向、少人数の密度の濃い教育を行うということがやはり改革審の意見書で明言されています。そして、こういう教育を前提にして修了者の7、8割が新司法試験に合格できるよう充実した教育を行う。これも66ページの枠の中に記載のあるとおりです。

そして、こういう教育を前提とした厳格な成績評価および修了認定が行われるべきだと、こういうことが書かれています。そして、この法科大学院の入学については、その前のページの65ページにありますとおり、入学者選抜は公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきであるということ。それから法学部以外の学部の出身者や社会人を一定割合以上入学させる、こういうことが同じ枠の中に書かれています。その上で、最終的には第三者評価による厳格性を担保して行いなさいと、これらすべて改革審の意見書の中で規定されたもので組み立てられております。

そして、法科大学院を卒業した人の受ける新司法試験については、やはり改革審の意見書の72ページにどういうものとするかということが書かれています。司法試験を法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるということと、法科大学院の教育内容との関連を確保するという具体的な仕組みを設けるべきだということが規定されております。そして、合格者の数についてはその後、具体的な数字が掲げられ、現在閣議決定で2010年頃に3,000人程度とするということを目指すとされています。

そして、新司法試験に合格した人がその後、新司法修習を受けることとなります。新司法修習の説明の前に、まず旧司法試験に合格した人がどのような修習を受けたか説明します。メモの1項(5)のところに書いてありますが、以前は合計で2年でした。それが一時1年6か月になっていますが、現在の新司法修習では1年の修習が行われています。旧修習のときは前期修習がもともとは4か月でしたが、その後3か月になり、現在は2か月になっております。この4か月の修習というのは、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の集合修習が行われ、その後、実務修習が民事裁判、刑事裁判、検察、弁護という4種類の修習を4か月ずつ回るということが従来の修習でした。

16か月の修習が終わった後、また研修所へ戻ってきて4か月の後期修習、集合修習が行われていました。つまり、前期4か月、16か月の実務修習の後、また後期4か月、そして修了試験ということで2回試験という状況でした。しかし、新司法試験合格者の研修については、次のページのメモ1項のところですが、合計で1年となっております。新しい司法試験を受けて合格してきた人については、前期修習はありません。前期修習がないまま、実務修習に入ることとなります。そして、その実務修習というのは、分野別修習として各2か月間、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護という区分けで修習を行うことになりま

す。弁護の科目の中では、個別の弁護士に配属されて、個別の弁護士の指導の下、民事弁護と刑事弁護の両方を実務に従って学ぶこととなります。そして、それぞれの分野別修習を2か月ずつ終わった後に、今度は選択型実務修習と集合修習が行われます。

そして、この集合修習と選択型修習が終わった後、2回試験と呼ばれる卒業試験を受けることとなります。ただ、この集合修習と選択型実務修習は、全員が同じ時期に受けるのではなくて、全員を一遍にするだけの研修所の収容能力がないために、半分に分けて片方のグループは前半が選択型実務修習で、後半が集合修習、残りの半分は、前半が集合修習で、後半が選択型実務修習ということで、いわゆる2部制になっております。この時期が非常に複雑になっておりますので、井上法曹養成対策室長のからも説明いただきます。

(井上室長)

すべての修習生が、まず民事裁判、刑事裁判、検察、弁護、この8か月の分野別実務修習をそれぞれ全国の弁護士会、裁判所、検察庁で行いまして、最後の4か月間をどう過ごすかというときに、予定されている3,000人のうちの修習生の半分は、先に選択型実務修習をやりまして、集合修習を後にやる。残りの半分の1,500人は集合修習、司法研修所での講義や色々な書面の起案のようなものを行う集合修習を先にやって、後に選択型実務修習を行う。最後の選択型と集合修習が半分半分に禪掛けになった形で行われるということです。それが先ほど副会長のほうから話がありました研修所が1,500人しか入れないことが半分ずつ集合修習を先にやる者と選択型修習を先にやる者に分かれる理由になっております。

(山本副会長)

それで、この集合修習というのはある意味では2回試験の準備のためには非常に直接的な影響のある修習ですが、選択型実務修習というのは必ずしも2回試験に向けた修習ということではありません。そこで集合修習を先にやった人は、選択修習をその後にやる時には、選択修習そのものよりも、むしろ2回試験、卒業試験を受けるための準備に時間が欲しいということで、選択型実務修習に身が入らないという実情がどうもあるようです。そういうことがありますけれども、一応現在の修習のシステムとしてはこういう形になっております。

質の問題が出てきている一番の原因としては、この中の弁護実務修習、分野別修習の中の弁護実務修習の期間が、先ほど申しましたように、旧試験では4か月あったわけですが、この新司法試験になって刑事、民事合わせて2か月ということになっております。この2か月という、時間が半分になったということによって、弁護実務修習にどうということが現実にあったかといいますと、生の事件について指導教官と一緒に依頼者の相談を聞き、そしてその相談を聞いたことをもとに書面をつくり、裁判所に提出をする。そして、その裁判所に提出したのものについての実際の裁判に出席をして、裁判における実際の活動を見聞きして覚える。こういうことが従前行われてきたわけですが、4か月あると1つの事件についてある程度の具体的な展開が表れてくるのですけれども、2か月という期間で



すと、現実にはごく一部にしかかかわらないために大きな手続の流れの中で中身を得ることが非常に難しいという実情にあります。

それから、やはり生の事件を対象にするということで、経験する弁護実務の内容が必ずしも修習生全員に均しいものが与えられるということではありません。そういう意味では期間が短いということもあり、経験する量そのものが少ないために、修習生にとって色々ばらつきが出てくるということがあります。

それからもう1つは、以前は前期修習が4か月あって、前期に実務修習に必要な基礎的な共通の知識を与えた上で実務修習に出されていたのですが、新しい修習は直接分野別修習が始まります。そういう意味では分野別修習に必要なごく基礎的な知識すらないままに実務庁に行くものですから、個別修習を担当した弁護士から見ると、過去の修習生と新司法試験を合格してきて配属された修習生との力の差が非常に目に付きやすいという実情があります。そういうことが質の低下という意見が出てくるものになっているものと思われる。以上が新修習の実情です。

今度は法科大学院の流れのほうに戻ります。法科大学院の入学者の数の関係ですけれども、まず平成20年度の状況を見ますと、志願者は20年度は3万9,555人ということで、昨年度の4万5,207人からはかなり大きく減っております。志願倍率につきましても、昨年度が7.8倍だったものに対して本年度は6.8倍になっております。入学者も入学定員は現在設置されている全部の法科大学院を合計しますと5,800人ですが、現実の入学者は、5,397人、昨年度は5,713人ということで、定員よりは昨年も今年も少ないのですが、実際の入学者も昨年よりさらに今年は少なくなっている、こういう実情にあります。そして、この中の社会人の割合ですが、今年度は1,609人で、昨年度は1,834人ということで、社会人の割合も減ってきております。この社会人の割合は、昨年度は32.1%でしたが、今年度は29.8%、先ほど社会人を一定割合と申し上げましたが、一応30%を基準にということですので、そういう意味では基準を下回りつつあるということになります。

法科大学院を無事修了した人の数についても平成20年3月の修了者は4,548人で、入学者に対する割合は80.2%。昨年度の修了者は4,382人で、修了率は80.6、この修了率そのものは昨年度とほとんど変わっていませんが、修了者の数は今年度は増えてきているということでもあります。

それで、平成20年度3月の修了者の内訳ですが、平成17年度入学の法学未修者3,517名のうち2,576名が修了し、18年度入学の法学既修者、未修者は3年であり、既修者は2年ですから、未修者の数が2,156人ということになります。この未修者と既修者の合計が平成20年3月の修了者ということになり、この20年3月の修了者が新司法試験を受けているということになります。

そして、このような数に関する問題としては、メモ2項(2)に書かれたように、そもそも志願者がこのように減ってきているということについて、どういう原因が考えられるかということについては、1つは、司法試験合格率が低迷をしている。一昨年は48%、昨年は

40%となっています。当初の改革審の意見書では7、8割が受かるという言葉から見ると、大幅に低いということになっております。

さらにもう1つの原因として考えられるのは、弁護士の資格を得た後の就職の問題です。弁護士の事務所に就職ができないで、軒だけ先輩弁護士の事務所に借りて、収支は独立するという、いわゆる軒弁というものであるとか、あるいは先輩の弁護士の事務所のところにも全く帰属をしないで、一人で独立するという弁護士の増加が言われております。ただ、この即独弁護士の正確な数は必ずしもつかめてはおりません。それは逆に言うと、こういう即独しなければいけない人というのは、自分からなかなか弁護士会のほうに実情を説明できるという状況にないということです。そういう意味では推測ですが、昨年度はほぼ例年並みということになったのではないかというふうに思われています。かなり就職に弁護士会としても、採用説明会をしたり、あるいは広報をしたり、あるいは求人求職の情報が伝わるような工夫をしたりということを色々しているのですが、今年度は昨年と比べてやはりより厳しい状況になっていて、即独、軒弁の人が増えるのではないかということが心配されています。

次が、法科大学院の教育内容に関する問題です。教育内容についても、問題点としてまず基礎的、基本的知識が不足している者が一定数含まれているという指摘がなされています。これは司法試験審査委員のヒアリングであるとか、あるいは日弁連の司法修習委員会の修習生のアンケートや修習指導担当者の報告などにあります。これはごく一部の指導担当者の発言ですが、1割から2割はどうしようもない者が含まれているものだというような発言があったりします。ただ、1割、2割というのは、10人の中で1人が2人という趣旨からすれば、そういうこともあるかなと思うのですが、2,000人の中で1割、2割といいますと、200人ないし400人ということになるものですから、そういうどうしようもない人がいるということが本当だとすると、これは大変だということが1つ問題点として指摘されています。

それから、一部の法科大学院で受験対策へ偏重した教育が行われているという問題の指摘があります。これは、ある部分では法律基本科目を充実していることが、新司法試験の合格に有利だということで、法律基本科目への教育の割合が通常よりも高くなっている反面、法律実務基礎科目であるとか、先端展開科目、あるいは基礎法学隣接科目ということについて時間を割く割合が非常に少なくなっているということがあります。さらに、文書作成の訓練ということについても過剰反応が生じているという問題があります。

また、刑事弁護教育については、できれば、刑事弁護経験豊富な弁護士から教育されることが望ましいと思われれます。しかし、現状は刑事弁護の経験のある弁護士の刑事弁護の教員がいる法科大学院というのは半分に満たないという実情があります。そういう意味では検察官、あるいは裁判官、あるいは実務経験のない研究者教員が刑事弁護の技術を教えているという実情がありますので、そういうことによる影響もあるのではないかとことが問題点として指摘されています。

こういう問題についての原因ということについても色々メモ3項(2)に書かれているようなことが考えられ、また改善策としてはコアカリキュラム等の検討がなされておりまして、今現在まだ的確な改善策というものについては明確になってはおりません。そして、この法科大学院の現状についての認証評価も改革審の意見書に基づいて行われています。この認証評価の実情については、資料の90-6を見ていただくと、評価機関としては3種類、日弁連の法務研究財団と大学評価・学位授与機構、それから大学基準協会3種類ありますが、不適合とされている法科大学院も少なくありません。ただ、この不適合というのは色々な理由があり、不適合な法科大学院が即全体的に好ましくないということではなくて、個々の何らかの基準違反があるということから不適合という指摘があるものです。例えば受験準備の対応に配慮しすぎるといふか、ウエートを置きすぎるといふようなことから不適合というようなことが指摘されている実情にあります。

新司法試験についても、法科大学院の教育との連関ということについて、果たしてきちんとできているかどうかということについても、現在法曹三者あるいは法科大学院協会、文部科学省との間で検証が進んでおりますが、必ずしもはっきりした結論がでておりません。

もう1つ、新司法試験の将来に影響があるものと考えられるものに予備試験というものがあります。予備試験という制度は、これは改革審の意見書の64ページの上から5番目の点のところの2つ目ですが、資力のない人や社会人、法科大学院が設置される地域以外の地域の住民等にも法曹となる機会を実効的に保障できるよう配慮すること。こういう意見が示され、これに基づいて法科大学院卒業者以外でこの予備試験を受けて合格をすれば、新司法試験の受験資格を与えるという制度ですが、これが果たしてどういう状況になるかということも、将来の法曹人口を考える上では大きな影響があります。

司法修習についても、先ほどの法科大学院修了生についての前期修習がなくなったということ、あるいは分野別修習の期間が短くなったこと、あるいは選択型実務修習が2回試験の直前に行われる結果になるグループがあることから、修習が身に付かなくなっているということから、そのあり方が問題として指摘されております。

さらに、司法修習生のいわゆる卒業試験、2回試験と呼ばれているものについての不合格者の増加の問題があります。これはメモの最後に書いてありますが、59期については合格者が107名、現行60期については71名、新60期については76名の不合格者が出ました。そして、この2回試験の不合格になった人の再試験ですが、旧司法試験があった時代は、旧試験に落ちてでもすぐ新しい試験で再試験が受けられるという状況だったのですが、新司法試験だけになると、1回目で不合格になると、翌年の卒業のための新司法修習の試験と一緒に受けるということ以外にはなくなります。つまり1回不合格になると、1年間はある意味では時間をつぶさないといけないという制度になっているのです。そういうことが背景にあります。

総合すると、新しい司法修習制度というのは、法科大学院で基礎的なものを学び、司法

試験でその成果が試され、そして司法修習として研修所と、それから各実務庁での修習を経て、2回試験に合格して法曹資格を得るという流れです。しかし、色々なところに当初の予想とは違った結果が出ているのではないかということが懸念され、そのことが今回の日弁連の提言にも結果としては及んでいるというふうにお考えいただければありがたいと思います。

修習についての説明は以上とさせていただきます。

(中川議長)

ありがとうございました。それでは、ちょっと進行が難しいですが、まず、この法曹養成制度につきまして、今ご説明いただいた部分でご質問なりご意見があれば、それをまず開陳していただくということにしたいと思います。と言いましても、これ4人ですから。まず、法曹養成制度について、フットさんあたりからいかがですか。利害関係者かもしれませんが。

(フット委員)

もう少し頭を整理してから発言させていただきます。

(中川議長)

本当に何と言いますか、問題点が多すぎるといいますか、どこに本当のポイントがあるのかよくわからない感じがいたします。この改善策というのもここに書いてあるのですけれども、日弁連としてはではどういう方向で、この法科大学院というものをもっていったらいいとお考えになっているのでしょうか。色んな方が今協力されて、それはよく分かるのですが、全体の方向といえますか。

(山本副会長)

現時点ではまだ検討の最中ですので、まだ確定的にどうということとは言えませんが、1つの方向はやっぱり新司法試験の合格率を上げるということを考えないと、やはり希望者が減るという方向に歯止めがかかりにくいのではないかと思います。上げるためにはどうするかというと、合格者の数を増やすということも1つですが、逆に分母の、要するに法科大学院の定員を絞るという方法も1つになります。合格者の質を考えて増やすということについては、当然日弁連が質を重視しろという形からはできませんので、そういう意味では法科大学院の定員を減らす方法を具体的に検討し、実行すべきではないかということが今考えられつつあるというふうに申し上げていいのかなと思います。

日弁連の中に法科大学院センターを支援している委員会があります。法科大学院センターという委員会ですが、そこで今現在法科大学院における問題点の改善策について、ということが考えられるかということを検討していただき、できるだけ早く何らかの意見をできることならば表明したいということで、今準備をしているところです。具体的なことを今申し上げられるまでになっていないというのが実情です。

(中川議長)

今、定員の問題が出ましたけれども、それについては委員の皆さん、どういうふうにお

考えでしょうか。

(宮崎会長)

定員の数なのか、大学の数なのか。

(山本副会長)

それも色々な対応があり得ると思います。1つは、大学の数からいいますと、地域に根ざした法科大学院というものの存在は、できるだけ維持を図るべきだということで、日弁連は運動してきていました。単に弱肉強食というか、強いところだけが残り、弱いところを切り捨てるということについては、多分日弁連としてはあまり望ましいこととは見ないことになるかと思います。そういう意味では法科大学院を単なる競争の中で淘汰されるのを待つという方向よりは、むしろ大学の定員の大きいところがそれなりに絞っていただくというような方向にならざるを得ないのかなと。これもまだオーソライズされたものではありませんので、そうなりそうだということしか言えません。

(中川議長)

現在、74校ですかね。

(宮崎会長)

私どもはそれだけの数に優秀な教員をばらまいて、なおかつ余りある教授層はそもそもないと。だから、数は減らすべきだとは私は思います。

ただし、それでも自然淘汰ではなく、地域的な適正配置というものを考えつつ、一定の数は絞って、そこに優秀な教授陣を配置するという改革ではないかとは思っています。満遍なく数を減らせという政策もありますが、どうなんですかね。

(井手委員)

それは机上では言えますけれども、実際には生首をきるような話ですからね。

(丸島事務総長)

私も審議会に当時関わっていた者の一人ですが、人口をどういうペースで増すかということ、法科大学院をどう立ち上げるかということは、色々な議論が交わされていました。率直に言いますと、法科大学院がこんなにたくさんできるということは、当時あまり予想していなかった。しかし、これは基準に達したものについては認めていこうというものですから、法学部を抱えている大学は、やはりロースクールつくらなければ、大学としてはもたないということになって、かなりつくられた。しかし、実際には、本当の意味で新たな法科大学院教育の担い手がどれだけいたのか。法学部の教授がそのままいけば法科大学院の教授になれるというわけでもないし、実務家もそのままなれるというわけではない。器はできたけれども、中身において、本当に少人数・双方向の理論と実務を架橋する密度の濃い教育というのにふさわしいものに、必ずしも立ち上がりができなかったのではないかというのが率直なところです。

したがってこれだけの数ができましたが、中身の充実という点から、もうちょっと圧縮しコンパクトにしなければならないというのが大方のご意見ではなからうかと思えます。

しかし、コンパクトにするというときに、それは 300 人も抱えている法科大学院ところから、減らしてくださいよ、たとえば、その一方で地方の大学の小さいところはもうやめたほうがいいのではという議論もある。その辺はどういうコンセンサスになるか、難しいところかなとは思っています。

(井上室長)

この議論が非常に難しいのは、このまま 5 年経ち 10 年経つと経営的に成り立たない法科大学院が淘汰されるということはあるだろうと思います。しかし、日弁連としては座してそれを待っていれば収まるところに収まるということでもいいのだろうかということ。この間にもどんどん沢山の人が法科大学院に入学し、司法試験に合格できない、その方がどうしていくのかという問題が発生してしまう。法曹養成に特化した法科大学院ができたはずなのに、法曹になれない人がどんどん法科大学院から輩出されてしまうという事態が、この先 5 年経ち 10 年経ち経営的に成り立たないからやめるよということのを待つということでもいいのかどうか。そういう問題だろうと思います。

それについて日弁連で議論をしていて、色んな大学で教えておられる先生が日弁連でももちろんいらっしゃるわけです。大都市の国立で教えている先生もいらっしゃる。地方の国公立で教えている先生もいらっしゃる。非常にたくさん合格者を出している規模の大きな私立の先生もいらっしゃる。規模の小さな私立の先生もいらっしゃる。こういうところでなかなか議論の集約が難しいということ。これは多分法科大学院協会の関係でも同じような状況なんだろうと思うのですが、様々な立場の方がいる中で議論が難しいということがあるということです。

1 つ言えるのは、法科大学院の数を減らせ、定員を減らせということの日弁連が言うことは非常に難しいということです。あと考えられるものとしては、例えば本来専門職大学院というのは実務家教員が 3 割必要だということになっているのですが、法科大学院については 2 割でいいよということになっています。それから、法学部と法科大学院の専任教員を兼任していいという経過措置が 10 年間ということに設けられています。このように多少制度が始まる段階で緩やかに認めるという制度があって、それが 74 校もの法科大学院の設立を許容する原因の 1 つになってたということも言われています。そういうものを充実した教育をするために早めに前倒しで厳しい基準にしていくということは、結果として教員の数に限度があるわけですから、教員数と定員数というのも一定の割合というものが求められています。そういう形で、先ほど教員の「生首をきる」というお話がありましたけれども、法学部に帰っていただくとか、そういう形で「生首をきる」ことまでしなくても多少は問題を解消することはできるのではないかと思います。

(宮崎会長)

最近法科大学院システムを取り入れたのは韓国と日本ですよね。韓国と日本では、少しやり方が違っているのはご承知かと思います。韓国は法務省の発言力を割と強めるということと数を規制しています。日本より後につくりましたから、日本の失敗を見たんだと、

こういうことを言っているみたいですが、数を規制している。それからもう1つは、法科大学院をつくったところは法学部を廃止している。要するに職業専門職大学院に特化する。だからはっきり言えば法律の専門家はここの法科大学院を出た人たちだけだというようなシステムに特化しようとしているのかなと思います。日本は認証を満たせば、どんどんたくさん法科大学院つくっていいというシステムにしている。韓国は一定の地域に配置して司法試験合格者はそのかわり比率を高くする。そういう2つのシステムで走り始めようとしている。

(フット委員)

韓国の話が出ましたので、韓国の場合の法曹人口の数ではどうなっていますか。また、その伸び率はどの程度になっていますか。私の理解ですと確かに韓国はおっしゃった通り、新しい制度は限定して法科大学院の数を限定しています。しかし、韓国の増加率は日本よりはるかに早い、はるかに高いというふうに理解していますが、その点はいかがですか。

(宮崎会長)

私も韓国の法曹制度の専門家ではないのですが、たしか1,000人ぐらいではなかったですかね。人口比でいうと、ほぼ3,000人を達成しているのではないかと思います。ただ、その中で韓国のことが、もう1つよくわからないのですが、1,000人の中で裁判官、検察官、それから軍隊の法務官、ここへ半分ぐらいが進出しておられている。何年か経ったらまた弁護士になれるのかどうかわかりませんが、したがって最初からから弁護士になれるのは500人強。という人口比で言うと1,500人ぐらいですかね。これがどういう社会構造であるのかよくわからないのですが、そういう比率だと聞いています。違ってればまた教えていただきたいのですが。軍の法務官というのは一体どんな仕事をしているのかとか、あるいは徴兵期間で5年すぎたらそれがまた弁護士になってこられるのか、検察官になれるのか、どういうシステムかはよくわかりませんが、

(フット委員)

韓国のことは調べていないので一概には言えませんが、印象としては90年代の前半までは日本よりさらに少なかったのですけれども、かなり急なペースで増やしていています。制度部分でいいますと、韓国は制限したようには見えますが、数の上ではむしろ日本よりはかなりペースが上がっているように思います。ですから今日の法曹養成制度の議論はもちろんあってしかるべきテーマだとは思いますが、これが法曹人口とのテーマとリンクされているということには、私は非常に抵抗と申しますが、違和感を覚えません。先ほどのお話にもありましたように、司法試験の合格率が結局昔に比べて門がだいぶ広くなりませんがそれでも狭き門であって、結局司法試験の受験勉強、何らかの形でそういうようなことが重視されてしまうことが、私から見ると理想的な法曹養成制度にとっての一番大きなネックであるように思います。ですからそこは法科大学院の数を制限するか、あるいは定員を制限するかという2つの方法に加えて、合格者をさらに増やしていく、というその3つ目の方法もあろうかと思えます。確かに司法制度改革審議会の意見書の中では

3,000 人まで増やすが、それは上限という意味ではなく、さらに増やすということも十分考えられるという言葉も入っていますので、そういう点も忘れて欲しいというのが私の立場です。

(宮本委員)

質問なのですが、優秀な人材を弁護士さんに集めたいというその意図がよくわかりません。皆さんがお考えになる優秀な人材というのは、倫理観の高い、専門性のある人なのでしょうか。先ほど、どうにもならない人が 10%とか 20%とおっしゃいましたが、今、この大学でも基礎知識はものすごく低下していると思います。ですから弁護士さん、司法のそういった専門家だけを優秀な人材を集めるというのは不可能じゃないかという気がするんです。それと今おっしゃったように数の問題とリンクされると、人材の低下が懸念されるのに 3,000 人も大変だとおっしゃっていますが、むしろ弁護士になってから皆さんでそういう人達を、養成していくべきではないのでしょうか。最初から優秀な人を集めなければだめだという、その優秀さというのはどういうふうに、人間の優秀さをお考えになっているかというのは、やっぱり市民感覚としてわからないのです。

(山本副会長)

法律家というのは基本的には法律的な素養があり、紛争解決に資する解決能力があり、そういう部分でのテストが新司法試験で行われ、そして司法修習でも裁判になった場合の対応の仕方ということを学んでいくというように言えるのだらうと思います。もちろんそういった知識、技術だけじゃなくて、そこに豊かな人間性であるとか、社会性ということがまた改めて必要になるわけです。そういうものもテストの方法としてももとは司法試験で選んでいたわけですが、それをプロセスによる教育の中で適格者を選んでいくということで、絶対的にこういうことであれば優秀だとはなかなか言いにくいのですが、少なくともどういう法律的な知識があり、どういう問題に対してどういう対応をする力があるかということ了新司法試験でチェックをして、合否を決めていくという流れが現に行われているというところしか申し上げられないかなという気がいたします。それが法律家として、法曹として不可欠なものをテストしているのか、それともすぎたるものをテストしていることにならないかというあたりになると、私もちょっとよくはわかりません。ただ、やはり法律を扱うときに間違った判断をするということが度々出てくれば、当然その法律家を頼った依頼人にその結果が及ぶこととなります。そういうことがないような人を法律家にしていくということが多分必要だらうという気がしています。

ちょっと質問からははずれますが、OJT のことで現状をご説明させていただければと思います。就職難ということが言われていますが、1つは例えば昨年度新司法試験を通過して弁護士になった人が、現在 10 か月近く実務に就いています。弁護士の事務所に入って現に実務をしている 1 年生弁護士も、弁護士事務所に入って先輩と一緒に仕事をしていることによって得られている知識や経験というものが、法律家として仕事をする上では極めて大きいものになります。これも全体でどうかということではありませんけれども、直接接し



た人からは聞かされていて、おそらく多くの新規に弁護士になった人というのはそういう経験を持っているのだらうと思います。依頼者にとって望ましい弁護士というのは、やはりある程度経験を積み、そして正しい判断ができるということが最終的には必要だらうと思います。そのような課程の中で、どういうシステムをつくっているかということになるだらうと思うんですね。

大幅に弁護士を増やしたときに弁護士の働き方というものが、従前の裁判所で裁判をするということに係わるだけかということ、そうではなく、色んな分野に出ていくということ言われているわけです。そういう点を頭に置くと、2回試験という司法修習終わったときの試験が、ある意味では従前と同じように、その裁判所における判決の書き方であるとか、最終準備書面の書き方とかということを中心にテストされて合否が決められるということについていかなものかという意見もあります。しかし、現実の問題としては、やはり新しく弁護士の資格を得た人が何かの仕事をしていこうとすると、従前の弁護士がやっている仕事以外のところへすぐに行って、経済的に成り立つということはないものです。そうすると少なくとも今のところでは従前の弁護士と同じような仕事をするということが必要になりますし、それをしないと逆に失業するということと同じになってしまうということもあるものですから。これも特定の人から聞いたことですが、金融機関に勤めていたのですが、そこを辞めて法科大学院に入学し、新司法試験に合格をして今実務修習中なんですが、就職先がない。そうするとその人の印象としては、キャリアアップのつもりで法科大学院に入ったのですが、もし就職できなければキャリアアップのつもりがキャリアダウンになってしまった。こういうように印象を述べている人も現にいるというのが実情ですので、そういう実情の中でただ数を増やせばいいということは果たしてどうなのかというのが、ある意味では我々の現状認識なのですが。

(中川議長)

今、宮本さんが言われたことは、非常に原点の問題だと思います。私も良く分からないのだけれども、やっぱり法曹というのは1つのプロフェッションですから、他の職業とは若干違う面があってしかるべきであると。つまり、やはり一定の能力といいますか、そういうものはきちんと備えていないと、やっぱりプロフェッションとして社会的にはまずいことになりますので、それは必要だと。ところが、一定の資格・能力というものが、これは世の中の動きでやはり変わっていくのではないかという気もするんですね。それを今現に決めているものは何かということをお考えすると、それはやっぱり司法試験というものがあって、その背景にある考え方が、プロフェッションというのはこれだけのものを備えるべきだという何かそういう考え方があって、それを試験として提示する。それをパスすればいいのだということになっていると思うんですね。

ところが、司法試験の背景にあるプロフェッションとしてあるべきものの考え方が、本当にそれでいいのかどうかということについては、あまり検証されていない。昔ながらのいわゆる古き良き法曹というものがボーンとあるような気がします。本当にそれが我が国

の法曹としてのベストのものであろうかというのがちょっと分からないという気がするんですね。

もう1つは、競争概念という、怒られてしまうかもしれませんが、どんな職業でもある一定以上の数が出てきますと、当然そこで競争というものが起こります。一方、その反対にピンからキリという現象もありまして、とんでもない者も増える。しかし、競争によって優れた者も出てくるということにもなります。ですから、競争がいけないということにすれば話は別ですけれども、やっぱり競争というものをある程度作りだして、そこからさらに優秀なものをつくりだしていくと。そのまずい者をどうするかというのはまた別に考えなければいけれども、そういう若干競争的な状況をつくりだすということを是認するかしないかということも大切なことではないかなと思います。それは過当競争になるとまずいです。これは非常に悪いこととなりますけれども、ある程度のやっぱり競争原理が働く程度の状態をつくるということも大切ではないかなと思っています。その辺の、どのあたりが今の能力・資質の問題をどの辺に照準をおくのかとか、あるいは競争状態をどの辺に持ってくるのかという議論をもっと実体的にやるべきじゃないかなと思います。それが少しおざなりになって、何か数をどうするかとか、そんな話ばかりが先に出てしまうものですから、よく分からない。

(井手副議長)

私は、この緊急提言が出てから、この提言が非常に評判の悪い理由を考えていました。結局のところ、どうしたら本来の改革審の理想に則った方向へ軌道修正していけるのか。そのロードマップが示されていないわけですよ。ロードマップを示さないままに減速をしようとなると、今数字は書いていないですけど、結局この2,000人程度というのがキャップになるのではないかなと思いますし、もっと言えば、先ほどからもちょっと会長の話にも出てきますけれども、1,500という数字あたりが実は落ち着きどころじゃないかと考えているのではないかとさえ思えてくる。本来改革の方向性を否定するものではないというのが大前提としてあるとおっしゃりましたが、そこへ持っていくための方法論が示されていない。今、ご説明あったところを見ますと、例えば修習の問題点、それから今の大学院の教育内容、教育体制の問題点、それから裁判所や検察官の拡大というのが相変わらず進まない。というところはどれをとってみても、弁護士会だけでは進められないマターばかりです。それについての問題点はもう非常に説得的に説明されていますが、ではどうして打開するんですかということについては、これから検討だということしか示されていないわけですよ。

そうすると、では一体日弁連はどこへ向かっていこうとしているのかという、その本音の部分が、わからない。一方で、地方では具体的な数字を出した決議が上がってくる。大阪弁護士会がどうなるかわかりませんが、若手の間では1,500という数字が語られているようですけれども、そういう現状にあるのではないかなと思うんです。ですから、実現するかどうかは別として、もちろんそれが出すことによって色んなハレーションもある

でしょうけれども、今のこれだけ問題点があります。だから、とりあえずは減速ですよというのでは、なかなかこれまでの経緯を考えた場合に、世論の支持を得づらいのかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

(宮崎会長)

ご指摘はいずれもごもっともだと思っています。我々のほうは、質が悪い人をどうするかということで、それを私の最初の説明にもありましたように、オンザジョブトレーニングという形で今までかなりカバーをしてきたというところがあるけれど、それがやや崩壊しかけているので緊急提言をさせていただいたのだと、申し上げました。お医者さんの研修医の問題も昔ありましたよね。学校を出て、国家試験も通ったんだけど、聴診器が聴けない。それと同じようなもので、弁護士の仕事、学校の教育を終えて試験に通ったからといって、すぐに市民の相談に倫理観をもってやれるかということ、やはりそれはなかなかできない。やはりオンザジョブトレーニングの機会は不可欠だと考えているわけなのです。

もう一方で、今後この提言を出した後どうするかということですが、それについて本日の午前中も色々話し合っておりました。法科大学院については、どういう課題があるのかということについて、日弁連なりにやはり提言をしていこうと思っています。

また、もう1つは、2回試験がどうあるべきか。司法試験がどうあるべきかということ、実務修習のあり方がどうあるべきかということについても、それぞれやはり具体的な提言をしていくべきではないのかなと私は考えています。

今非常に難しいのは、法科大学院は幅広い法律家のあり方を目指して教育をしよう。多様な教育をしようということがあるわけですが、2回試験を見ますと、やはり従来型の起案ができるかどうかとか、そういうところで評価をしてしまうという旧来型の評価になっていて、非常にアンバランスです。

ところが一方、アンバランスであるからといって法科大学院の理念に司法研修所の教育を戻せと簡単に言えるかどうかということ、やはり世の中に出た人は裁判官になり、検察官になり、弁護士の7割か8割ぐらい法廷弁護士として活動するわけです。その教育も疎かにすることはやはり現実論としてはなかなかできないという中で、一体どんな教育が体系的にふさわしいのか。どういう養成課程がふさわしいのかというのが、我々なりに提言をしていくべきではないのかなということは、今議論をしようとしているところです。

この問題意識は、本音のところでは私は法曹三者共通、最高裁も法務省も含めて、やはり今の縦割りでこれは文科省、司法試験は法務省、司法研修所は最高裁、オンザジョブトレーニングは日弁連と、こういう縦割りの養成課程に問題があるということは、ほぼ大体共通の認識になってきているのではないのかなと思います。もちろん法科大学院の方とは意見交換していますけれども、もちろんそれはまだ共通の認識というところにはなっていない。しかし、法曹三者の間では大体共通の認識にはなりつつあるのではないかと。その立場から意見交換をしようと思っています。

それからあと、幅広い分野でこれから新しい法曹が羽ばたくべきではないかというのが、法科大学院をつくった理念です。今年の初の61期、法科大学院を出た方々のアンケートが今半分ぐらい返ってきているのですが、就職状況は相変わらず厳しいと。去年でいうと、大体1か月遅れ、昨年の就職内定率の6月が、今7月末の回答ということになるのではなからうかと思っています。唯一新しい芽としては、民間会社に内定という回答が約30人いました。これは、回答率をそのまま倍率かけていかどうか分かりませんが、60名がインハウスロイヤーになるのではないかと思っています。そういうような形で新しい、若干競争というふうに先ほどおっしゃりましたが、競争も一定分野入れるべきではないかという中で、そういう競争の中から新しい分野、少しではあるけれども、切り開いてくれているのではなからうかと。そういう意味では、若干競争しながら新しい分野を切り開くということも重要であるというふうに認識していますし、日弁連としてもそういう方向を開拓したいと思っています。

(中川議長)

今おっしゃった新しい分野について。ちょっと話がそれるので申し訳ないのですが、何て言いますか、法曹、とりわけ弁護士さんの活躍の場というものが、これだけだという感じが僕は非常に強く感じます。この中で活躍するという。その枠を少し広げようということで、企業とかあるいは地方自治体とか、そういうところへ職域を広げようという、それは非常に結構なことですし、そうあるべきだと思いますが、やっぱり依然としてこの枠がマス目の四角いものであるように感じます。そこを少し弾力性、例えばADR、あれは弁護士さんの仕事なのかどうかという観点からみますと、例えばアメリカではあれはまさに弁護士の仕事なんですよね。もちろん法律がありまして、裁判官自身がADRを促進する、すべきだという背景があって、それに伴う諸制度もたくさんできていて、バラエティのあるADRというものがたくさんあるわけです。そういうADRに携わる弁護士さんというのも相当数いらっしゃる。日本の場合はADR法ができましたけれども、依然としてそういう民事調停等がありますけれども、弾力性のあるADRというものはあまりないんですよね。

だけれども、この国のいわゆる和を尊しとする人々から見て、あるいは民間企業もやっぱり争う、訴訟で何かするよりは、話し合いのほうがいいよというのが強いわけですから、ADRみたいなものをもっと日弁連自身で促進して、そこへどんどん弁護士さんが出ていく。そうすると法廷事件が減るみたいなことになるかもしれませんが、それは逆だと思います。それからもう1つ非常に強く感じるのは、涉外事件です。これは民間企業でもいっぱいあるわけですが、大半はみんな外国の弁護士さんに取られているというとおかしいですけど、そっちへ行っちゃっている。だから今会長が言われた民間に就職している日本の弁護士よりも、外国人のほうが数としては多い。私は、それは言葉の問題だけだと、極端に言えばそこだけだと思うんですよね。法科大学院でそれを、今の状況ではとてもできないですよね。できないけれども、やっぱりグローバル化の世の中を見ますと、涉外関係事件というのは無数にあるわけで、そちらのほうにもう少し目を向けていくという政策

をおとりいただいたほうが、枠そのものが真四角じゃなくて、ひょうたん型か楕円形かも知りませんけれども、弾力性を持ったものになっていくのではないかと思います。そういう斬新といいますか、今までにない目で少し弁護士の活躍の場というものを考えていただくのも、若い人にも夢を与えますし、市民といいますか、利用者からも喜ばれることになるんじゃないかというふうに思います。ちょっとこれは議論がずれまして申し訳ありません。

(宮本委員)

私はもっとずれていきます。枠を広げるという意味では、アメリカのリーガルサスペンスほとんどが弁護士出身の人が書いているんですよ。すごくおもしろいです。日本では少ないんですよ。色んな法的な解説書は皆さんお書きになるけれども、そういうのはお書きにならない。もっと広げたらいい。それから政治家ですよ、アメリカの政治家には、弁護士出身の人が多いですよ。ですから、この枠じゃなくて、何かもっと奇想天外な新しい世界を目指すような弁護士さんを、これから私たちは望むんですが。

(宮崎会長)

司法試験に文学の科目を入れるわけにはいきませんが、我々も幅広い分野に進出していくべきだと思っています。インハウスロイヤーも、最初は非常に悪戦苦闘したんですね、1年や2年と。ただ、先輩が1人2人と行き始めてくれると、その後には続きやすいんです。先輩がいる企業に行こうという流れができます。最初の1人目、2人目ぐらいまでが、なかなかだったんですが、今年の30人あるいは50人という1つの層として行き始めたというのは非常に期待しているところであります。今度それ以外の分野でも、やはり先覚者をとにかく送り込むか、あるいは先輩のベテラン弁護士がおまえたち来いよという形で引っ張ってくれるということをやりと始めると、また爆発的に層として増えていくと思っています。

基本的には法的ニーズは少ないと思っているわけではありませんで、1,500人で足りると思っているわけでもありません。もっと多くの人数が必要だと思っています。だから、そういう意味で基本的には増えていくべきだと思っていますが、一度にあふれかえるのがいいのかどうかという観点の問題でして、我々はそういう意味で一定の競争がある人数で、しかも一定のオンザジョブができる、あるいはやれる可能性のある分野にどんどん行って欲しいなと思っているのです。

渉外事務所もやはり1,500人レベルまでは採用に苦労していた。だけど、2,000人ぐらいになると、今はこれ以上採れない。なぜかという、オンザジョブトレーニングしないと、すぐ一線に出すわけにいかないということで、今はだから採用に苦労がない程度の合格者数にはなっているかなと。おかげで日本の渉外事務所が一番大きいところは400人規模ぐらいになっているところもあります。今後とも同じような調子で発展していってくれば、日本の渉外業務はアメリカの一流に追いつくのはなかなか難しいものがありますが、そこそこのレベルにはなっていくのかなとは思っています。

(木村副会長)

よろしいですか。今議長がご指摘になった我々自身ももっと職域を広げる努力をしなければいかんだろうというのはおっしゃるとおりだと思います。ADR 等にその1つの方向性があるのではないかとご指摘だと思います。実情だけちょっとご紹介させていただきますと、ADR について日弁連としてもこの十数年それなりに力を入れて努力はしてきました。現にADR センターというのをつくって、そこで全国の担当者を集めてその拡充策、問題点を色々検討してやってきていますが、残念ながら今までのところ大きな成果は上がっていません。ADR 法がまだ施行されてから間もないところですから、これから伸びていくべき分野だと思っていますが、現状で言いますと、裁判所がやっている民事、それから家事の調停制度で扱う件数というのは大体年間全国で、正確な数字は別ですけれど、50 万件ぐらいを扱っています。弁護士会関係のADR センターというのが全国に24 か所ありますけれど、これが扱う年間の取扱い件数が全国合計で1000 件前後という状況です。もう桁が二桁以上違っているということで、全く勝負にも何にもなっていないというのが現状です。

やはり我々が見ていると、日本人の感覚にまだあっていない。権威付けみたいなもの、裁判所から呼び出し状が行くと、民事調停でも家事調停でも出て行くけれど、弁護士会から紛争解決センターで申立されたので来てくださいという通知を出しても、無視されてしまうというようなケースが少なくありません。これからもっと広報を通じて周知度を高めて、使い勝手がいいところをPR していかなければいけない。そういう状況でずっと来て、それなりの努力をしているけれども、まだ成果が上がっていない。今後は、この法律により認証を受けた4 会のADR (大阪・京都・横浜・愛知県) を含め、法律専門家集団である弁護士会のADR をどうやって活用していくか。我々の大きな課題だと思っています。

(中川議長)

PR が大きいのと、制度がやっぱりうまくいっていないと思います。例えばアメリカはミニトリアルというのがありますが、あれは中小企業と大企業の争いとか、あるいは中小企業間の争いなんかにはぴったりではないかと思えます。しかし、そういうものが日本にはほとんどない。どこもやっていないし、まず知らないわけですね。ですから、そういう制度をうまく、また人的なものが大切ですが、やっぱり日弁連がおやりになるのが一番いいのではないかと思います。特に過疎地等での色んなごちゃごちゃしたものは、むしろ向くのではないかなと思うんですけど。裁判というのはやはり要件をきちんと固めて、その白黒ということだけでやりますので、人の気持ちとか人格とか思いとか、そういうものはこっちへ置いてしまうわけですね。そうすると勝ったほうは納得できるけれど、負けたほうは全く納得できないということになります。その結論は曖昧だけれど両方納得するというのも大切なのではないのでしょうか。お医者さんと一緒ですね。病気は治らないけれど、患者は癒されたという状態も大切。そういう職域というのかな。これはやっぱりPR とそれから適切な制度が必要だと思います。法律はもうだめですね。あれはもう全然あてにならないので。アメリカあたりでは法律がバックアップして、色んな制度

をつくって、そしてむしろ裁判官ができるだけADRに向かせなさいとやっている。だから和解率はものすごく高いですね。90%以上が和解で、判決率はたしか3%ぐらいじゃなかったですかね。

(フット委員)

もっと少ないです。

(中川議長)

もっと低いでしょう。日本は十数%。もうちょっとあったかな。ですから、そういう違いも少し研究する必要があるのではないかと思います。

(宮本委員)

アメリカが調停をものすごく力を入れたのは、弁護士会の後押しがすごくあったからだと聞きました。私がグループで弁護士会のところへ行って話を聞いたのですが、その当時はまだ調停はそんなに盛んではありませんでした。この調停は本来は日本がすごく発達していた。それをアメリカがこれからやるんだということを、弁護士会の偉い人がおっしゃっていました。もうずいぶん昔ですけど、やはり日弁連みたいところが調停を置くというアピールするような運動をおやりになったほうがいいと思います。その当時はアメリカもやっていなかった。それが今中川議長がおっしゃっているように、アメリカではものすごく色々な発達をしてきて、市民も調停員になったりしている。システムもそうですけれども、そういう推進力になったのはやっぱり弁護士さんたちだったということは、何かを示唆しているように思います。

(フット委員)

緊急提言の話に戻りたいと思います。先ほど司法制度改革審議会の意見書の提言を尊重しながらペースダウンをとということでしたけれども、私の理解ですと、そもそも司法制度改革審議会の意見書の中核となっているのは、法曹人口の増員であると理解しています。しかも、それがともかく何があっても、それが最小限必要な課題であるというふうに、当時の会長、その他の委員は理解していたと私は聞いています。そのためには増員するだけでなく、質も量も同時に向上しなければならないということでしたが、その増員がなぜ必要であるかというのは、事前調整型から事後救済型社会の転換などということを含めて、様々な理由がありました。私の理解しているところによりますと、当時弁護士会の強いバックもありまして、中坊先生が「2割司法」という言葉を使ったりして、それは今のような幅広い職域の話ではなく、そもそも日本の一般市民の被害者の2割ぐらいしか救済を得られていない、とのことだったようです。弁護士による代理は受けていないということでした。これは新しい職域が無いのでは増員できないなどということでは決してなく、むしろ従来型の弁護士の仕事でも、それだけの増員の必要があったという意識で、当時からずっと弁護士会の強いバックを得て、司法制度改革審議会が思いきった意見書を出したのです。そういう観点から「ペースダウンする」ということ自体は、結局司法制度改革審議会の意見書の提言を「尊重している」と私には思えません。非常に厳しい言葉ですけども、

私から見て国民の利益を考えると、まさに法曹人口の増員が一番緊急な課題であって、それは改革審議会の意見書が出た頃から、それが変わっていないというのが私の意見です。  
(山本副会長)

日弁連がやるべきことがまだできていないところが色々あることは、日弁連としても自覚しなければいけないし、自覚しているところです。例えばオンザジョブトレーニングにしても、今年あるいは来年ということになると、新規登録弁護士の就職先がないという状況が心配されるわけですが、当然過去に増えてきた時代の人たちが、だんだん採用する側に回ってきます。ですから、そう長い間就職できないという状態が続くとは思えません。そういう意味では、オンザジョブトレーニングの問題もずっと将来とも残る問題ということではなく、当面とにかく就職できないということはいかがなものかということ、その中から意見が出てきている。

もう1つは、この問題に関しても、ある意味では法科大学院の中でも、学生にこれからのあなた方の活動分野というのは、今ここで話が出ているようなことなんですよ。今の弁護士と同じことをするために弁護士の事務所に入って、今までの弁護士と同じことの仕事をするということが前提ではいけないということをぜひ若い人たちに伝えていただく。そうすることによって、若くて資格を取った人たちが我々とは全く違う仕事をするようになっていくのだと思います。

しかし、少なくとも今の法科大学院生や新規登録弁護士の人たちは、やはり我々と同じような仕事をするを大前提で考えている方が大部分なんですよね。ですから、そういう意味の意識変化や、それから徐々にではありますけれども新しい活動分野ということを広げつつあることは確かです。企業も含めた採用情報についてのインターネットのシステムを日弁連も今年8月1日から本格的に実施します。そこへ企業の人にもこういうシステムを設けましたよという説明会をしたところ、従前はトヨタ自動車なんか全く見向きをしていなかったようですけれども、少なくとも今年はトヨタ自動車からもうどういうシステムなのかということ聞きに来てくれました。徐々に徐々にではありますけれども、新しい分野も広がってきています。そういう意味ではもう少し時間をいただきながら、今おっしゃっていただいているような方向に進むということが必要ですし、我々としてもそれをできるだけ早くそういう方向にするという努力はしなければいけないのだと思います。ただ、当面見ていると、色んな問題というものが、結局のところは第一線で司法修習等を担当している弁護士のところで目に付く。そのことが各地の弁護士会内でもある意味で気になって数を減らせという方向になってきたと思います。日弁連として1つは会内もやはり司法改革を進めるという方向でのコンセンサスを維持していくことが必要ですから、そういう意味では執行部だけが動いて、会員を置いていくというわけにはいきません。そういうところも考えながら、進めていくということになるかと思っています。

(井手副議長)

やはり、数値目標的なものを出すのは難しいですか。つまり、今2010年頃に3,000人と



いうもともとの目標をペースダウンしようと。では一体いつを目標に、どういう計画を考えておられるのですかと、普通の人は考えますよね。もちろんそのコンセンサスを得るのは難しいのは百も承知で申し上げているのですけれども。例えば2015年頃にはそうした基盤整備を終えて当初の目標に戻すというようなことをいうのは無理ですか。

(宮崎会長)

次の組織で検討しようということになっています。

(井手副議長)

そういうものがないと、結局今これだけを見せられても、先ほども申し上げたとおり、ここに出されている課題というのは、何1つ日弁連単独では解決できないものばかりですよ。そうすると、そもそも解決できるのか。できないのではないかと。そうしたら、やはりもうこの辺をキャップとして考えているのではないかというふうに思われるよと言ったのも、そういう意味からなんです。ですから、そこを具体的に对案的なものを出さないと、世の中納得しないのではないかなと思うんですけれど。

(丸島事務総長)

そこは、司法改革を前進させていく上で、悩ましい問題です。3000人というのは、改革の象徴的な存在となった感がありますが、そもそも、3000人ありき、というものでもありませんでした。社会を大きく転換する、その担い手として法律家が社会の隅々にあって活躍するのだと。財があり力の強い者だけが勝つという勝者の社会ではなく、フェアな社会を目指すのだという大きな理想の中で、法律家の数も大幅に増やし、そして基盤となる制度も大きく変えようということだったのです。

審議会で法曹人口が議論されている頃、このような大幅増員については、諸官庁も含め反対の意見は結構強かったのです。まして、司法に市民が参加するなどというテーマには、なおさら抵抗は強く、その中で大きく改革に向けて突破していくにはどうすべきか。とにかく、大きく変わるという発信が必要だということがあり、集中討議の中で、毎年2000名か3000名かなどという議論となり、ここは大きな変革を求めていこうということで3000名になっていったというのが正直なところかと思います。法曹人口については、せめてフランス並みのレベルで5万人くらいを日本でも目指そうと。数で言うならですね。ただ、増員のペースをどうするかということでは、それを20年でいくのか、30年でいくのかという、ざっくりとした議論の中で、当面年間3000名を目指すとする。多少無理があっても進もうという議論が大きく展開されていったのではないかと。

その後の動きでは、過疎・偏在対策なども、日弁連は基金を設け取り組んできました。いわゆる弁護士ゼロ地域もなくなりました。被疑者国選弁護制度の対応なども、来年に向けて頑張る態勢を全国で作ってきました。個々の課題については、かなり前進してきました。しかし、例えば、被疑者国選が始まり、弁護人が大いに被疑者に面会し、充実した弁護をとっているものの、地方の多くの警察署には接見室は一つしかない。弁護士は増加する、被疑者弁護活動が大幅に増え、接見に努力するといっても、結局のところ、基盤となる設

備・制度の問題が一杯ある。基盤を作ると言っても、予算の問題があり、これほど借金のある国で、そんなに司法にお金をかけられますという話になり、そこがネックとなってしまう。このジレンマが会内に広がっている。人口を増やすという数値目標を言うのは簡単ですが、お金の話になると、そんな予算がどこにありますか、という話になる。こうしたことが、ずっとこの間続いている。

法曹養成課程の点では、関係者は一応に皆一生懸命に努力してきたけれども、教員の点や教育内容の点で、まだ所期の目標に追いついていない。その中を無理をして3000人に行こうというところで、色々な矛盾も生じてきていて、このあたりが、今ある種、もう少し落ちついていこうというムードになってきているのではないのでしょうか。ここは、全国の弁護士が一生懸命前進していくためには、間違いのない前進の仕方で行こうというのが率直なところですよ。

仰っているとおり、法曹養成についての提言もしなければならぬと思うし、民事扶助や利用しやすい様々な制度についても提言していかなければならぬ。そこには、国の制度や予算の問題がある。弁護士の数を増やすことはできるだろうと言われるんですけども、鶏が先か卵が先かみたいな議論になってくるのですが、私たちは、国の制度が先にできなければ人数を増やさないとこの立場をとっているのではない。人数を増やしなが、国の制度も変えていくという、このサイクルをうまく動かしていきたいと思っています。決して、この緊急提言は、数を減らしていこうと言っているのではなく、増やしていこう。その増やし方を、安定的に間違えない方向でいこうというスタンスでいるものですから、是非そのあたりは、ご理解をいただきたい。そして併せて、色々な制度も前進させていきたいと思っています。

率直に言って、政治の世界でも、あのときあれだけ改革に向けての熱があったのですが、今は、「裁判員裁判を本当にやるのか」などと色々なことが言われる時代の中で、どのように、全体の改革を進めていくかということ、是非、市民会議の皆さんと共通のメッセージを発信して動いていきたいと思っています。

(中川議長)

私も本音で言いますと、フットさんには悪いのですが、何と言いますか、この目標はちょっと後付がなかったですね。結局政府も何かしなければいけないと。改革の流れの中で司法かと、それはいいかと、こうなりました。法曹界も今までずっと虐げられてきたのを、ここで一発やるかと、そんなムードで、なんかいわばヒステリーとは言いませんけれども、なんかそれに近い、何かしようという熱気ありましたよね。あつて、あれはそれなりによかったと思いますけれども、その反面、冷静な実証に基づいた数字が出てこなかったという感じが非常に強いです。

ところが、それが一人歩きします。この時点になってはじめてその数字の諸々の欠点が出てきて、あれはどうなんだ、これはどうなんだという状態に今なっていると思うんです。ですから、減点主義者の人は、結局元の数字ありきで、これを変えたら全部だめになると

いうとらえ方でしょう。私なんかは全然そんな感じはしませんで、最初にぶち上げた数字そのものがそれなりの後付のないものだとしたら、ここでもう一遍見直してもいいのではないか。現実性のあるものにそれを直して、どこがおかしいんですかという感じがします。改革そのものを止めるわけではありませんし、むしろこのままでいけばもっと悪くなる可能性もあるわけですから、そういう感じがするんですね。

そこで、先ほど会長が言われたことは非常によかったと思いますが、法曹三者がやっぱりこれは自分の利益を一遍横に置いて、本当に日本の社会において、どの程度の法曹人口というものが妥当なのだとすることを考えるべきだと思います。そのときに、この司法制度改革審議会もそうだったんだけど、市民の声がほとんど入っていないんですよ。やはり法曹三者と役所がリードした改革でした。多少の人はいましたけれども、そんなものは全然、私なんかもこんなのはナンセンスだと言ったんですけれども、一顧だにされないわけです。そんなもの、今何を言っているのだという感じでやられちゃうわけですよ。だから本当に悔しい思いをそのときしましたけれども、それはなぜかという、やっぱりそういう利用者側の声を入れなかったからだと思うのです。

これからはそうではなく、もしそういうことをやるのなら、色んなセクターがありますけれども、それぞれのセクターの声をきちんと聞いて、そしてどれぐらいのニーズ、需要があるんだということを反映した数字にすべきではないかと思います。そういう運動をぜひ、ここでやるべきだと思います。そうすると、この法科大学院の問題も含めて、色んな議論になるのではないかという感じがいたしまして、それをぜひ今日申し上げたいなと思って来ました。

現実性があるかないかわかりませんが、我々の立場からすると、ぜひそれをやっていただきたいです。弁護士会の提言を読みますと、正直申し上げまして、身内のことばかりですね。我々の都合はこうですから、こうしてと、どうしてもそういうふうに読めてしまう。ですから、それを一遍横に置いて、本当に日本の社会としてどれだけが適切なのかという観点から、関係者が協議するというのが一番いいと思います。その中の1つの議論としてこういうものもあっていいのではないかと思いますし、また別のセクターでは別のことを言うと思います。企業も今おっしゃるように、本音で言えば安ければ使いたい、はっきり言えばそういうことです。法科大学院出た人というのは、一定の素養を備えていますから、保障されているわけですから、それを使ってもいいんですよ。だけどそのコストの問題があるわけです。それから処遇の問題があります。ですから、そういうものをこれから作っていかないといけませんね。そういう声をやっぱり反映したものを計画としてつくらなければならない。僕は、それは第二フェーズだというとらえ方でいいと思うんです。第一フェーズはこれでいいと。色んな出てきた問題を第二フェーズで考えていこうという、もう一遍大きな組織でやり直す。そこへ市民の声を入れていくという考え方にしていただけはないかなと思っています。

(宮本委員)

1つは、やっぱり改革というのは痛みを伴うんですね。やっぱり痛みがある、しかし絶対自分たちの痛み嫌だというポーズはやはり良くない。私たち市民は、法曹人口だけがどれだけが適切かわからない。3,000人増やせと言われたら、それぐらい必要なのだと思っていただけですよね。それとともに、司法改革というのはすばらしいことだと、諸手をあげて私たちはこれをやって欲しいと思っていた。それを法曹人口の増大をどれだけかわかりませんが、増やすのを減らすということになりますね。それに対する説得を日弁連として全然できていなかったのではないかと。ただ、あまり増えすぎると困るから、その上限を少し減らす、少しかどうかわかりませんが、減らすということだけしか私たちに伝わってきません。しかし、この緊急提言をよく読むと理解はできるんです。そういうことをアピールなさらなかった。だから司法改革にものすごくブレーキをかけているのではないかという、その誤解を私たちに与えたのだと思いますね。

だから、もう少し何が問題で、自分たちも痛みを伴うんだというのはやっぱり弁護士の会員の皆さんに覚悟をしていただかないと。全く弁護士の痛みは嫌だというのは、それはないでしょうと、私は思います。何でもそうですよね。誰かが痛みを感じて、それを乗り越えて、システムも色々よくないところがいっぱい出てくるというのは、それは当然なんですよ。だから、そここのところの説得ができなかった。市民に対して説得が弱かったんじゃないかな。ただ単に弁護士さんの増大を減らすという、そこだけしか私たちに伝わっていなかったというふうに思います。

(丸島事務総長)

歴史的経過から言いますと、1990代の初頭頃に合格者を増やすということで、さんざん大議論をやりました。今から20年程前は、そのことで毎年のように総会やり、その当時の話では毎年合格者が700名とか800名とかという感じで大激論をしていた。その当時は法曹三者が合意しないと進まないシステムだったのですが、これが猛烈な批判を受けて、その後、これはもう利用者サイドの意見で進めなければならないという議論となり、そこで生まれたのが司法制度改革審議会でした。審議会のおきも議論を主導されたのは、経済界、労働界、消費者団体などを母体とするので、その中で生まれたのがあの提言です。その後、日弁連は、この間、3,000人、5万人ということについては、それを目指すんだということで、内部的には、それを頑張ろうということで、この10年間ぐらい来たのだと思います。

それが色んなところでひずみが生じ始めた。去年あたり大量の就職できない人が発生するというので、本当に大丈夫なのかこれはというのが一斉に出てきた。ある種の本音が出たということで、ご批判としては、法曹人口がシンボルになっていたものだから、人口のことを言うと、司法改革を止める気なのか、元に戻るのかという不信感がおありになるなということを感じながらおりました。ただ、もともと増員に反対していた人も、一定の増員は良かったと今みんな言うようになってるんですね。それこそ地方の困難を抱える地域で公益的な業務を若手が担うようになっていきます。若い人たちは本当に休みもなく働いて、高齢者の事件、労働者の事件、消費者の事件、扶助事件や刑事事件をたくさ

んやるという状況が今生まれてきているのは間違いない。その意味で皆必死になってやっているといます。私たちが弁護士になった頃からは大きく変わっています。それがまだまだ制度的な面や、基盤の点や予算の面で十分ではなく、みんなの英雄的な頑張りを期待するところがあります。そこが色んな矛盾となっていて、いつまで頑張らせるんだ、といった気運が出てきているのだと思います。だから、これまでの改革を進めていくというその姿勢は変わらない。本当かとまた聞かれるのですが、そこはご理解いただいて、しかし、安定的に着実にどう間違いなくテンポをつくっていくのかというのが、今おっしゃったように第二段階として課題になっているというものとしてご理解いただけるなら、大変ありがたいなと思います。どう前進させていくのかということをお互い率直に議論しながら進められればなと思っていますところでは。

(井手副議長)

ですから、一度そうしたプラスマイナス含めた総括をなさってみるべきだと思います。よかった部分というのも絶対あるわけですから。ところが今我々一般市民の前に出てくるのは、就職が非常に厳しいという話と同時にこの問題が出てきます。そうすると、やっぱり結局就職できないから絞るという話になったのかというふうに、そういう強い印象で受け取らざるを得ないわけですね。そうではなくて、やっぱりこの間の増員してきたことによって、実際にいわゆるゼロワン地域があれだけたくさんあったのが、ほぼ解消されてきているわけです。もちろん十分とは言えませんが、そうしたこととか、職域の拡大も含めて、これだけよくなった。だけど、でも、そこには歪みもありますよと言われるんだしたら、それなりの納得もできるんですけども、まずいところだけを出されると、やっぱり

(丸島事務総長)

緊急の提言ですので、とりあえずのもので。今おっしゃったところは、これから色々意見としては出して実践していかないとかなければいけないというのは、さっき会長が申し上げたとおりです。

(中川議長)

フットさん、どうですか。

(フット委員)

先ほど議長の発言で1点だけ、私のほうから指摘したい点は、法曹三者で議論すべきであるというふうにおっしゃったと思いますけれど、ぜひ利用者の声も反映すべきであるということです。事務総長が指摘されましたように、90年代まではずっとこの法曹人口や法曹養成は、これは法曹三者の独占領域と思われてきまして、90年代に入って徐々に500から600人、600人から800人という、そういう徐々に増えていったものですが、司法制度改革審議会は、十分広い視野を持っていたかどうかはともかくとして、とにかくそれまで法曹三者だけで決めていたものに外の声、国民の声が入っていたというのは画期的であるように思います。

しかも、相当程度公開された、議事録を早いうちに公開したりして、一般市民からのコメントなども得ていたという点では、それこそ画期的なものであると思います。今後も検討していく上では、また法曹三者でということではなく、幅広く社会の立場から、国民の立場からもぜひとも議論していただきたいとは思いますが。

(中川議長)

それは全く同じ意見です。

(丸島事務総長)

それは先ほど議長申し上げたのは、そのことが前提です。法曹三者それぞれが喧嘩している場合じゃない。三者が三者でしっかり議論しようということを前提として申し上げたのだらうと思います。

(中川議長)

私の言いたいのは、むしろ人口そのものの数字をつくるということではなくて、どういうニーズがあって、それに対して弁護士がどういうサービスを提供できるかということをやはり幅広く将来のことも含めて本音で議論するような場をつくれれば一番いいなという話なんです。

それが今まで日本の法曹の非常に特殊な、それから市民のほうも近寄りがないという点があって、コミュニケーションが十分でなかった。

(井手副議長)

とはいえ、一度出した数字というのはなかなか。議長のおっしゃるとおり、理念としては大変よくわかるんですけど。しかし、一般市民というのは、この 3,000 という数字を見せられました。2010 年。これを方向修正していくというのは、そう簡単なことではないと思います。

(中川議長)

それはそうですね。だけど、それが 4 万、5 万、6 万になって、本当にいいのかという議論もあると思います。

(宮崎会長)

我々の外に出て行くスピードとか、うまくいけばそれはそれである意味いいかなと思っています。むしろ今ちょっと我々が気になっているのは、この間、我々の提言の少し前から色々と政治の動きの中で司法改革自体に対する逆風的なものが吹いているというのがちょっと気になっています。我々もこの提言はやらざるを得ない時期ではありますけれども、この提言では司法改革を後退させないということをやはりきちんと、説明しながらと思っています。

(中川議長)

さっき井手さんも言われましたが、ちょっと説明が一方的というか少し足らなかったというのは、私もそう思いますので。

(宮崎会長)

その辺は色々な提言をこれから行うことによってカバーしていきたいと思っています。

(丸島事務総長)

人口論ばかりの議論するつもりはありません。もとより司法制度の全般にわたり、色々提言し、実践していきたいと思っています。

(井手副議長)

やはりプレゼンテーション大事ですから。

(中川議長)

それでは時間が大体まいりましたので、今日はこれぐらいにしまして、もう一回次回同じテーマでやらせていただいてよろしいですか。これは大きな問題なので、委員の皆さん、できるだけ来ていただいてやりたいと思います。

今日は特に結論出は出しません。またフットさん、よろしくお願いします。

#### 第20回市民会議日程について

(中川議長)

では、次回のことですけれども、次回は10月ということになっているのですが、この法曹人口問題というのはどうでしょう。大きく動く可能性ございますか。

(宮崎会長)

9月11日頃に司法試験合格者の発表があります。おそらくその頃議論がまたわき起こるか。

(中川議長)

そうですね。

(宮崎会長)

この問題はそう簡単には消えないと思います。むしろ裁判員裁判の候補者リストが国民に送られるという、その寸前でもあるんですね。

(中川議長)

次回の予定は一応10月7日の火曜日ということになっておりますので、これをフィックスさせていただいて、2時頃から同じ時間でということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(木村副会長)

時間は2時間程度でよろしいですか。

(中川議長)

いいのではないのでしょうか。あまり長くてもと思いますから。ほかに何かございますか。では今日は予定しておりましたものは終わりましたので、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。(了)

[ 議事録署名 ]

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_